loTビジネスを取り巻く混沌を チャンスへ変える法務知識の道しるべ

Internet of Things ビジネスを 成功させるための法務入門

IoT法務に求められる 特殊性とは**?** 「利用規約」の 運用上の注意点は?

弁護士 中野友貴 著

Internet of Things

中野友貴 Yuki Nakano



成功させるための 法務入門

プライバシー権? セキュリティ対策? 製造物責任?

知らないとマズい法律。 知っていると便利な法律。 IoTのための

は 法律の本、 できました。 成功のカギは「法務」にあり! ビジネスの可能性。

A5判·204頁 定価 本体2,800円+税

本書の特色

- ●loTビジネスに取り組む上で必要となる法務知 識を体系的にまとめた初の書籍
- ●loTビジネスに取り組む企業の顧問弁護士による、現場目線で分かりやすい解説
- ●「パーソナルデータの取扱い方」や「情報セキュリティ対策」の他、利用規約の作成と運用の方法についても詳しく解説

こちらからアクセス!





IoTビジネスを成功させるための法務入門

PART1 IoT法務の特殊性を 理解しよう

- 01 IoTとは
- 02 loTを取り巻く社会状況
- 03 他のビジネス領域との関連性
- 04 IoT法務に求められる特殊性

PART2 loTビジネスで留意 すべき法務事項

<CHAPTER1 法規制への対応>

- 01 ビジネスに対する法規制にどう 対応するべきか
- 02 グレーゾーン解消制度・企業実証特例 制度
- 03 製品を提供する際に気を付ける法規制
- 0.4 ウェブサービスを提供する際に 気を付ける法規制
- 05 ビジネスモデルを検討する際に 気を付ける法規制

<CHAPTER2 パーソナルデータの利活用>

- 01 IoTビジネスにおけるパーソナル データの利活用
- 02 個人情報保護法
- 03 匿名加工情報・要配慮個人情報
- 04 プライバシーへの配慮
- 05 パーソナルデータの取扱い方
- 06 プライバシーポリシーの作成
- 07 プライバシーポリシーの運用

<CHAPTER3 情報セキュリティ対策>

- 01 はじめに
- 02 セキュリティ対策が不十分な場合の リスク
- 03 IoTビジネスでのセキュリティ事例
- 0.4 セキュリティ対策

<CHAPTER4 知的財産権>

- 01 はじめに
- 02 特許権
- 03 意匠権

- 04 著作権法
- 05 商標権
- 06 その他の知的財産権

<CHAPTER5 契約>

- 01 はじめに
- 02 秘密保持契約
- 03 業務委託契約
- 04 ユーザーとの契約関係

<CHAPTER6 利用規約の作成>

- 01 利用規約の必要性
- 02 利用規約作成上の心がけ

- 03 利用規約の作成
- 04 利用規約の運用上の注意点

<CHAPTER7 製造物責任・製品事故対応>

- 01 製造物責任
- 02 取扱説明書
- 03 製品事故対応

PART3 loTビジネスの発展と 法務

IoTの発展のために~結びにかえて~

索引

シーの保護を考える場合、結局のところ、それぞれの事業者がユーザー のプライバシー意識にきちんと配慮して対応する以外にないのでしょう。

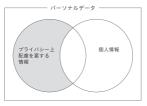
個人情報保護法とプライバシー権

プライバシーを侵害しないようにするためには、個人情報保護法をき ちんと守っていれば十分では? と考える方もいるかもしれません。

しかし、個人情報保護法をきちんと守っていたとしても、プライバシーの保護は十分ではありません。パーソナルデータのなかには、個人情報ではないがプライバシー情報にあたるものもあるからです。

GPS位置情報、ウェブの閲覧履歴、その他1oTセンサーでセンシング される情報などは、氏名など特定の個人を識別できる他の情報と結びつ いていない・照合もできないような場合には、個人情報にはあたりませ λ 90。

プライバシー情報と個人情報の関係



しかし、事業者がユーザーに何の説明もなくこのような情報を取得したり、第三者に提供したりした場合、どうなるでしょうか。ユーザーの立場からすると、自らのデータが何の説明もなく利用されたとして、プ

50) もっとも、それらの情報も継続して取得されると、特定の個人を識別できるようになり、個人情報にあたる場合もあり得ます。

PART2 IoTビジネスで留意すべき法務事項

CHAPTER 利用規約のf

利用規約の必要性

ウェブサービスを行う場合、利用規約を作成する必要があります。利 用規約には、そのウェブサービスを利用するための条件や、禁止するべ き行為、損害賠償の範囲などが定められます。不特定多数のユーザーと の取り決めをまとめたものです。

利用規約の目的は、主に2つあります。 ①ユーザーとの契約関係を基礎づける ②ユーザーからサービスに対する理解を得る

①ユーザーとの契約関係を基礎づける

利用規約は、ユーザーとの契約の内容になります。

ウェブサービスを提供する場合、ユーザーは不特定多数になります。 不特定多数のユーザーそれぞれと契約内容を確認し合って契約書を取り 交わす、ということは不可能でしょう。そのため、各ユーザーに共通の 取り決めを利用規約に定めておき、ユーザーから利用規約に対する同意 を得ることで、利用者とユーザーの契約内容とします。

これにより、万が一、ユーザーとの間でトラブルになって訴訟などに 発展した場合、利用規約に基づいて権利・義務などが定められることに なります。

67) ただし、これが契約の内容として認められるためには、別途注意するべき点があります (本章 SECTIONMA参照)。

PART2 IoTビジネスで留意すべき法務事項

5

6

詳細・お申し込みはコチラ

 \Rightarrow \parallel

第一法規

検索

CLICK

. ICK!